

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金の第1号被保険者（失業者、自営業者、フリーターなど）で、国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料が免除される制度があります。

免除の種類は、**「全額免除」**、**納付が減額される「4分の3」・「半額」・「4分の1」免除**の4種類あり、いずれも本人、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合に承認されます。

また、50歳未満のかたで本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に承認される**「納付猶予」**もあります。

【注意】4分の3・半額・4分の1免除に承認された場合は、減額された保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります。

承認期間は？

7月から翌年6月までです。

申請は毎年必要です。

ただし、全額免除または納付猶予が承認された場合に限り翌年度以降は申請書を提出しなくても継続審査が受けられる制度もあります。

手続きは？

次のものを持参し、市保険年金課で手続きをしてください。

- ・年金手帳または国民年金保険料納付案内書
- ・マイナンバーカード
- ・本人確認書類

1点でよいもの	運転免許証、パスポート、障害者手帳など
2点必要なもの	健康保険被保険者証（保険証）、年金手帳など

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（当年度または前年度に失業したことを理由に免除などの申請をする場合）

問合せ

春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112(代表)
市保険年金課国民年金担当 内線149・140

承認されると？

免除などの期間は未納になりません。老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けるための受給資格期間に算入されます。

ただし、老齢基礎年金額の計算の際は、保険料（全額）を納付した場合と比べ、免除などの承認期間や内容に応じて減額されます。

また、承認を受けた期間から10年以内であれば、後から保険料を納めること（**追納**）ができます。追納する保険料額は、免除などを受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算した額となります。追納した場合、その分の老齢基礎年金額は減額されません。

学生のかたの国民年金保険料については、免除・納付猶予とは別に、**「学生納付特例制度」**が設けられています。

重要

免除制度や学生納付特例を利用する場合は、市・県民税（所得税）の申告をした所得の状況で判定します。

税制度上の扶養に入っているかたや収入がないかたも必ず申告してください。

申告がない場合、正しい判定が出来ませんのでご注意ください。

新型コロナウイルスの影響による減収の場合で、納付が困難なかたもご相談ください。

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査

～今年も健康チェック！自分のからだを大切に～

この健診は、通院中のかたでも対象者になります。

実施期間	6月1日(火)～12月28日(火)
実施機関	白岡市、久喜市、蓮田市、宮代町の指定医療機関
自己負担金	無料
健診項目	問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査、心電図検査



※詳しくは、5月に対象者のかたへ送付した受診案内パンフレットをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、健診の実施時期が変更となる可能性や、予約がとりにくくなる可能性があります。

※受診時はマスクを着用し、受診される医療機関の指示に従うようお願いします。

問合せ

保険年金課国民健康保険担当 内線142～144 後期高齢者医療担当 内線147・148